

令和4年石巻市議会第1回臨時会提出議案一覧

1 条例議案（6件）

- (1) 第78号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市市税条例等の一部を改正する条例)
(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)
(石巻市市税特別措置条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、各条例の一部を改正したものです。

<改正内容>

(石巻市市税条例等の一部を改正する条例)

○第1条 石巻市市税条例の一部改正

第18条の4

納税証明書の交付手数料について、法改正に伴い固定資産課税台帳記載事項等の証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含める規定を追加するものです。

第33条

所得割の課税標準について、特定配当等に係る所得の課税方式を確定申告書への記載によってのみ適用させる規定を整理するものです。

第34条の7

NPO法人への寄附金に係る税額控除の適用について規定を整理するとともに、国から示される例に合わせて条文の整理を行うものです。

第34条の9

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、配当割額等に係る所得割の特別徴収税額の税額控除を確定申告書への記載によってのみ適用させる規定を整理するものです。

第36条の2

公的年金等受給者の配偶者特別控除に係る申告義務について規定を整理するものです。

第36条の3の2及び第36条の3の3

給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、退職手当等を有する配偶者や16歳超の扶養親族を有する場合に、申告書の提出義務を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加する規定を整理するものです。

第48条

法人の市民税の申告納付について、法改正に伴い引用条項を改めるものです。

附則第7条の3の2

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、税額控除の対象となる入居の適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長するものです。

附則第10条の2

固定資産税の課税標準の特例を規定している条文について、わがまち特例制度に関する法改正に伴い、引用条項を整理するものです。

附則第10条の3

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等の法改正に伴い、条文を整理するものです。

附則第12条

宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について、令和4年度に限り、負担調整措置により税額が増加する商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%に抑制する規定を追加するものです。

附則第16条の3

上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税について、所得税での適用がある場合に限り適用する規定を整理するものです。

附則第17条の2

租税特別措置法の改正に伴い引用条項を削除するものです。

附則第20条の2及び第20条の3

特例適用利子等及び条約適用利子等の所得に係る課税の特例について、確定申告書への記載によってのみ適用させる規定を整理するものです。

附則第28条

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合の適用期限を令和4年12月31日までとしている規定を削除するものです。

○第2条 石巻市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

第1条のうち石巻市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定及び附則第2条第3項の改正規定

扶養親族申告書の改正に伴う規定及び市民税に関する経過措置に係る規定の整理を行うものです。

○附則

第1条

施行期日を規定するものです。

第2条

納税証明書に関する経過措置について規定するものです。

第3条

市民税に関する経過措置について規定するものです。

第4条

固定資産税に関する経過措置について規定するものです。

<令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各規定は、当該各規定に定める日から施行する。>

- 1 第1条中石巻市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第28条を削る改正規定並びに第2条（次の規定に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定
令和5年1月1日
- 2 第1条中石巻市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（石巻市市税条例等の一部を改正する条例附則第2条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定
令和6年1月1日
- 3 第1条中石巻市市税条例第18条の4第1項の改正規定及び次条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例）

附則第4項から第8項

わがまち特例制度に関する法改正に伴い、引用条項を整理するものです。

附則第9項から第20項

法改正に伴い、引用条項を整理するものです。

附則

施行期日及び経過措置を規定するものです。

<令和4年4月1日から施行>

（石巻市市税特別措置条例の一部を改正する条例）

第7条

地域活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税について、地域再生法に規定する整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を1年間延長するものです。

附則

施行期日及び経過措置を規定するものです。

<令和4年4月1日から施行>

(2) 第79号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したものです。

<改正内容>

次表のとおり令和4年度課税分から課税限度額の見直しを行うものです。

区分	改正	現行
基礎課税額分(医療分)	<u>65万円</u>	<u>63万円</u>
後期高齢者支援金等分	<u>20万円</u>	<u>19万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>102万円</u>	<u>99万円</u>

その他附則において、施行期日及び適用区分を規定するものです。

<令和4年4月1日から施行>

- (3) 第80号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 (東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における避難対象者の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が令和5年3月分まで1年間延長されることに伴い、各条例の一部を改正したものです。

<改正内容>

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を次表のとおり延長するものです。

地域区分	地域の内容	所得区分	免除期間	
			改正	現行
帰還困難区域		—		
旧避難指示区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等 ・平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等 ・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域 ・平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等 ・令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等 	上位所得層を除く	令和5年3月分まで	令和4年3月分まで

※ 上位所得層：国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

その他附則において、施行期日を規定するものです。

<令和4年4月1日から施行>

- (4) 第81号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 (新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した世帯の経済的負担軽減を図るための保険税(料)の減免措置に対する国の財政支援が令和5年3月31日まで延長されることに伴い、各条例の一部を改正したものです。

<改正内容>

保険税(料)の減免の適用期間を1年延長するものです。

なお、減免対象者の要件、減免割合及び減免の実施方法については従前のとおりです。

【減免内容】

国民健康保険税の減免範囲	減免割合
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全部
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯	全部～10分の2

介護保険料の減免範囲	減免割合
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者	全部
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯に属する被保険者	全部～10分の8

その他附則において、施行期日を規定するものです。

<令和4年4月1日から施行>

(5) 第82号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65条で「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」の一部改正が本年4月1日から施行されること及び「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正したものです。

<改正内容>

第3条第2項

消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例の見直しを行うものです。

第9条の2

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額について、次表のとおり改めるものです。

【介護補償の額（月額）】

区分		改正	現行
常時介護を要する場合	最高限度額	(改正なし)	171,650円
	親族等による介護を受けているときの最低限度額	<u>75,290円</u>	<u>73,090円</u>
随時介護を要する場合	最高限度額	(改正なし)	85,780円
	親族等による介護を受けているときの最低限度額	<u>37,600円</u>	<u>36,500円</u>

その他附則において、施行期日及び経過措置を規定するものです。

<令和4年4月1日から施行>

- (6) 第84号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が本年4月6日に公布・施行され、公費負担基準限度額単価の一部が増額されることに伴い、各条例の一部を改正したものです。

<改正内容>

- 第1条 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

第4条及び第8条

項目		改正単価	現行単価	
選挙 運動用 自動車	一般運送契約（一括契約）	(改正なし)	64,500円	
	一般運送契約 以外の契約	自動車借入	<u>16,100円</u>	<u>15,800円</u>
		燃料供給	<u>7,700円</u>	<u>7,560円</u>
		運転手雇用	(改正なし)	12,500円
選挙運動用ポスター作成（算出単価）		<u>541円31銭</u>	<u>525円6銭</u>	
選挙運動用ポスター作成（企画費）		<u>316,250円</u>	<u>310,500円</u>	

- 第2条 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正

第4条及び第5条

項目	改正単価	現行単価
選挙運動用ビラ作成	<u>7円73銭</u>	<u>7円51銭</u>

その他附則において、施行期日を規定するものです。

<令和4年4月6日から施行>

2 予算議案（4件）

- (1) 第77号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (令和3年度石巻市一般会計補正予算)
 (令和3年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算)
- (2) 第83号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (令和3年度石巻市一般会計補正予算)
 (令和3年度石巻市下水道事業会計補正予算)
- (3) 第85号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (令和4年度石巻市一般会計補正予算)
 (令和4年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算)
- (4) 第86号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (令和4年度石巻市一般会計補正予算)

3 条例外議案（2件）

（1）第87号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて （議員のうちから選任する者）

<理由>

議員のうちから選任されていた監査委員の渡辺拓朗氏は、本年5月27日の議員の任期満了に伴い、監査委員の任期についても満了となりましたことから、その後任として、渡辺拓朗氏を適任者と認め、引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

（2）第88号議案 訴えの提起について

<内容>

石巻市議会議員に対する懲罰に関する「仙台高等裁判所令和3年（ネ）第174号損害賠償請求控訴事件（原審 仙台地方裁判所令和2年（ワ）第710号）」について、本年6月1日に第2審判決が言い渡され、その内容について慎重に検討したところ、本判決は本市として受け入れられる内容のものではなく、更に上級審の判断を仰ぎたいと判断したことから、民事訴訟法第311条及び第318条の規定に基づき、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるものです。

○事件の概要

石巻市議会が市議会議員（当時）に対して8日間の出席停止となる懲罰を科したことについて、第1審原告である同市議会議員が、名誉を傷つけられたなどと主張して、本市に対し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、総額2,500万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

第1審判決は、原告の請求を棄却すると命じたものの、同市議会議員は損害賠償金を300万円に減縮の上、第1審判決を取り消すよう控訴したものである。

○第2審判決の内容

- (1) 原判決中120万円及びこれに対する令和2年5月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を超えて控訴人の請求を棄却した部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、40万円及びこれに対する令和2年3月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、80万円及びこれに対する令和2年5月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (4) 控訴人のその余の本件控訴及び当審におけるその余の拡張請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを5分し、その3を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- (6) なお、原判決中300万円及びこれに対する令和2年5月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を超えて控訴人の請求を棄却した部分は、控訴人の請求の減縮により、失効している。

○上告及び上告受理申立ての相手方

被上告人兼相手方（第1審原告 元石巻市議会議員）

○上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

○上告受理申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。